

(別紙)

事業規則抜粋

【投資対象業種】

本会社は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を主たる事業として営んでいるものその他、その経営内容が公序良俗に反するもの又は一時的若しくは投機的なものについては、事業の対象としないものとする。

【設立に際して発行される株式の引受けの相手方の選定の基準等】

設立に際して発行される株式の引受けの相手方の選定の基準は、次のとおりとする。

- (1)会社の設立が確実と認められること
 - (2)設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識、経験等を有するなど、その経営力が認められること
 - (3)設立予定の会社の事業計画の妥当性が認められ、かつ、その事業が将来成長発展する見込みがあること
- 2 設立に際して発行される株式の引受けについては、本会社は、設立発起人とはならず、募集に応じこれを行うものとする。

【設立に際して発行される株式の引受けに際しての評価の基準】

本会社が、設立に際して発行される株式を引受けるに際しては、その引受価額は、当該相手方の事業計画、収支計画、資金計画等を勘案して適正な評価を行って得た額によるものとする。

【設立に際して発行される株式の引受けの限度】

本会社は、設立に際して発行される株式の引受けの相手方の自己資本の充実を円滑に促進するために、特に必要と認められる場合を除き、当該相手方の設立予定の会社の設立に際して発行される株式総数の50パーセントを超えて所有することとなる場合には、当該株式を引き受けないものとする。

【新株の引受けの相手方の選定の基準等】

新株の引受けの相手方の選定の基準は、次のとおりとする。

- (1)相手方の事業が成長発展する見込みがあること
- (2)相手方が経営基盤の強化等の努力を行っていると認められること

2 本会社は、次に該当する場合であって経済産業大臣の承認を受けたときに限り、当該新株の発行後の資本の額が中小企業投資育成株式会社法第5条第2項第1号の政令で定める額を超えるものの発行する新株の引受けを行うことができる。

(1)当該投資先企業が増資後の資本の額が中小企業投資育成株式会社法第5条第2項第1号の政令で定める額を超える増資をし、本会社が当該新株を引受けたのちにその株式を証券市場等に公開することが適当と認められること

(2)妥当な株式公開計画を有していることその他当該投資先企業がその株式を証券市場等に公開できる規模に達したのち速やかにその株式を証券市場等に公開することが確実と認められること

【新株の引受けの際の評価の基準】

本会社が新株を引き受けるに際しては、当該相手方の配当、利益、純資産等を勘案して別に定めるところにより適正な評価を行って得た額によるものとする。

【新株の引受けの限度】

本会社は、新株の引受けの相手方の自己資本の充実を円滑に促進するために、特に必要と認められる場合を除き、当該相手方の株式(議決権のない株式を除く。以下この条において同じ。)をその発行済み株式の総数の50パーセントを超えて所有することとなる場合には、当該株式を引き受けないものとする。

【上場等による場合の株式の処分方法】

本会社は、投資先企業の株式が売出公開又は公募売出公開により証券市場等に公開(以下「上場等」という。)されることとなった場合には、売出株式に充てるため、その保有株式を放出することができる。

2 前項の上場等後に本会社がその保有する株式を処分する場合には、市場の動向等を勘案しつつ、処分するものとする。

3 本会社は、投資先企業の株式が公募公開により証券市場等に公開されることとなつた場合には、その保有株式の処分は前項に準ずるものとする。

【上場等によらない場合の株式の処分方法】

本会社は、投資先企業の自己資本の充実、上場等を円滑に促進するために必要に応じ、その保有する株式を処分することができる。なお、投資先企業の株式を相当期間保有した後においても、なお当該株式の上場等の見通しがたたない場合には、その株式を処分するものとする。